

岩松北地区まちづくり協議会 規約

平成 26 年 5 月 23 日 制定
令和 7 年 5 月 16 日 改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、岩松北地区まちづくり協議会と称する。

- 2 事務局を岩松北まちづくりセンターに置く
- 3 運用規定として、内規を別に定める。

(目的)

第 2 条 この会は、岩松北地区（以下『地区』という）住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題について共有と解決に努め、明るく楽しくやさしいまちづくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区住民相互の情報交換及び交流・親睦に関すること。
- (2) 地区住民の健康及び福祉の増進並びに文化・教養の向上に関すること
- (3) 生活環境の維持及び改善に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること
- (5) 防犯、防災、交通安全等地域の安全及び安心に関すること。
- (6) 団体相互の情報交換・交流を図り、地域共通の課題改善に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第 2 章 組 織

(構成)

第 4 条 この会は、次に掲げる活動団体等で構成する。

- (1) 岩松北地区区長会（以下「区長会」という）
- (2) 岩松北地区福祉推進会（以下「福祉推進会」という）
- (3) 各区自主防災会
- (4) 岩松北地区民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という）
- (5) 交通安全協会富士地区支部岩松北分会
- (6) 青少年指導委員
- (7) 交通安全指導員
- (8) 消防 20 分団
- (9) 地域防災指導員
- (10) スポーツ推進員
- (11) 保護司会
- (12) 岩松北小学校 PTA
- (13) 岩松中学校 PTA

2 次に掲げる団体は、協力団体として必要に応じ協力支援する。

- (1) 富士市立岩松北小学校
- (2) 富士市立岩松中学校
- (3) 岩松幼稚園
- (4) 岩本保育園
- (5) みどりご保育園
- (6) 岳陽会岩本園
- (7) 富士市富士北部地域包括支援センター
- (8) 緑化指導員
- (9) 岩松・歴史研究会
- (10) 富士警察署西富士交番
- (11) 市職員まちづくり地区班
- (12) 市防災地区班
- (13) 児童クラブ保護者会

(組織)

第5条 この会に、総務企画部門のほか以下の活動実行部門及び特別事業部門を置く。

2 総務企画部門に事務局・総合企画部会を置く。

3 活動実行部門は、スポーツ部会・子ども部会・交通安全部会・防犯部会・防災部会・福祉部会・環境部会を置き、活動団体で構成する。

4 特別事業部門として、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ交通事業（各区町内会から選出されたサポート員を置く）
- (2) 岩北まつり事業

5 各種事業について、必要に応じて実行委員会等を置くことができる。

(業務)

第6条 構成団体等はそれぞれの組織、活動を尊重し、健全なる運営を行う。

2 構成団体は総務企画部並びに活動実行部門及び特別事業部門に対して、相互扶助の精神で協力する。

3 総務企画部門は行政発信による中長期ビジョンや総合計画の取りまとめを行う。行政涉外事項、予算決算財務執行管理、活動実行部門及び特別事業部門の調整、事業進捗管理、広報情報発信活動、一般事務処理を行う。

4 活動実行部門及び特別事業部門は計画された事業を滞りなく実行する。

5 各部門をサポートするまちづくり協力員を置くことができる。

第3章 役員

(役員)

第7条 この会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 15名以内

(4) 事務局 6名以内（会計担当含む）

(5) 監事 2名

(役員の選任)

第8条 役員は総会において選任する。

2 部会長は部会において選任する。

(役員の職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が何らかの事由で欠けたときは、理事会で審議し、その限られた職務を代行する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 理事は、企画立案・執行の意見具申及び審議の議決に加わる。

4 事務局長は、この会の運営事務及び財務全般を担い、理事会の審議議決に加わる。

5 監事は、本会の事業運営、会計を監査する。

6 活動実行部門は、この会の行動計画の進捗を図る。

7 特別事業部門は、総務企画部の下、この会の行動計画の進捗を図る。

8 活動団体は、自らの団体規約に基づき運営し、この会の行動計画の進捗を図る。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 再任については原則2回までとする。

3 活動団体代表は、1項の任期と同期することが望ましい。但し、各組織の規約に準拠する。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会、正副会長会議、理事会、安全委員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第12条 総会は、役員並びに特別事業部門代表及び第4条1項の活動団体代表で行う。

2 正副会長会議は、正副会長及び事務局長で構成する。

3 理事会は、第8条の監事を除く役員で構成する。

4 安全委員会は、役員並びに特別事業部門で行う。但し、必要に応じて他団体の出席を認める。

(議決事項)

第13条 総会は、この規約に定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 規約変更に関すること。

(4) 重要な契約を締結すること。

(5) その他この会の運営上特に重要なこと。

2 正副会長会議は、次の事項を決議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する重要なこと。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する重要なこと。
- (3) その他この会の運営に必要かつ重要なこと。

3 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他この会の運営に必要なこと。

4 安全委員会における議決行為は必要としない。

5 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、理事会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総会)

第14条 通常総会は会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は活動団体の3分の1以上の要求があったときを開催する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第16条 総会、理事会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、会長は会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めたときはこの限りでない。

(議長)

第17条 総会、理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第18条 会議は、総会においては役員及び第4条1項の活動団体代表、理事会においては、役員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数もって決する。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数もって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第20条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、書面をもって表決し、又は会議に出席する他の者を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、第19条の規定の適用においては、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、捺印しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第22条 この会の経費は、活動団体、事業所、任意団体及び個人による寄付金及び各種補助金、その他の収入をもって支弁する。

- (1) 住民負担金
- (2) 寄付金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 各種補助金
- (5) その他の収入

2 この会は事業財政の健全な運営に資するため、別に設ける事業調整基金（以下基金）を設置する。

(事業計画及び収支予算)

第23条 この会の事業計画及び収支予算は、活動実行部門からの報告をもとに事務局が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第24条 この会の事業報告及び収支決算は、活動実行部門からの報告をもとに事務局が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第26条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

第7章 雜則

(情報の公開)

第27条 この会の運営及び事業などに関する情報については、活動団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

2 外部からの議事録公開などの請求は、目的及び使途などを文書にて申告し、理事会の承

認を経て開示する。

(委任)

第28条 この規約の施行について必要な事項は役員会において別に定める。

附則

この規約は令和7年5月16日から施行する。